**物　品　納　入　請　書**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物　　品　　名 | 銘柄・型式・規格構造・形状・寸法 | 単位 | 数量 | 単　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 契　約　金　額 | ￥ |
| 履　行　期　限 | 令和　　年　　月　　日 |
| 履　行　場　所 |  |
| 契 約 保 証 金 | ￥ |
| 契約不適合　責　任　期　間 | 物件納入検査の日から起算して　　　　　月間 |
| その他附帯事項 |  |

この度発注をいただきました上記の物品について、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）の規定に基づき、次の条項により納入することをお請け致します。

令和　　年　　月　　日

　　（あて先）佐賀市上下水道事業管理者

　　（受注者）

住　　所

　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ㊞

第１条　物品名、銘柄、型式、規格、構造、形状、寸法、数量、契約金額、履行期限、履行場所、契約保証金等は前記のとおりです。

第２条　物品の引渡しをしようとするときは、佐賀市（以下「市」という。）に通知し、引渡し後直ちに使用可能な状態にして市の検収検査を受けます。

２　前項の規定による市の検査の結果、種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があったときは、市が指定する期限内に取替えをし、また数量等に不足部分があったときは、これを追納し、さらに市の検査を受けます。

第３条　物品を納入するまでに必要な費用は、すべて負担します。

第４条　納入した物品が、契約不適合責任期間内に市の不注意によることなく破損し、又は故障を生じたとき、若しくは第２条に規定した検査においても容易に発見されなかった契約不適合が発見されたときは、当方の責任において補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しをし、この費用を負担します。この場合、補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しは市の指示に従います。

第５条　履行期限内に契約の履行を行わないときは、市に対し違約金を支払います。この場合の違約金の額は、履行期限の翌日から起算し、納入の日までの日数に応じ未納物品の代価に、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づく財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とします。

第６条　天災又は不可抗力その他特別の事由により履行期限までの履行ができないときは、遅延理由の発生後直ちに市に対し履行の延期を要求することができるものとし、市が正当と認めたときは、その日数に限り当方の違約金の支払が免除されるものとします。

第７条　当方が次の各号のいずれかに該当し、市が相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、市がこの契約を解除し、契約保証金を取得され、これによって生じた市の損害の賠償を当方に請求されても、一切の異議を申し立てません。

(1) 特別な理由がなく、履行期限内に債務の履行ができる見込がないとき又は債務を履行しなかったとき。

 (2) 納入に関し不正の行為があったとき。

(3) その他この契約に違反したとき

２　前項の規定により契約が解除されたことによる損害が生じても、市に一切の意義を申し立てません。

第８条　当方が次の各号のいずれかに該当するとき、催告なく市がこの契約を解除し、契約保証金を取得され、これによって生じた市の損害の賠償を当方に請求されても、一切の異議を申し立てません。

(1) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) その債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、

残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質又は意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達すること

ができない場合において、当方が履行しないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その債務の履行をせず、市が第７条の催告をしても契約をした目的を達するのに

足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 当方（法人であるときは非常勤を含む役員その他経営に実質的に関与している者及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者その他経営に実質的に関与している者及びその使用人を含む。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(7) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しないと認められるとき。

(8) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団

員を利用するなどしていると認められるとき。

(9) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維

持運営に協力し、又は関与している者と認められるとき。

(10) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められるとき。

(11) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用するなどしている者と認められるとき。

(12) 下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方が第６号から前号のいずれかに該当するものであることを知りながら契約を締結したと認められるとき。

(13) 第６号から第１１号までのいずれかに該当するものを下請契約、資材及び原材料の購入契約等の相手方としていた場合において、市が相手方との当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかったとき。

２　前項の規定により契約が解除されたことによる損害が生じても、市に一切の異議を申し立てません。

第８条の２　当方が次の各号のいずれかに該当するとき、催告なく市がこの契約を解除し、契約保証金を取得され、これによって生じた市の損害の賠償を当方に請求されても、一切の異議を申し立てません。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、受注者に対し同法第６１条第１項の排除措置命令又は同法第６２条第１項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 当方(法人にあってはその役員及び使用人を含む。）について、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定により契約が解除されたことによる損害が生じても、市に一切の異議を申し立てません。

３　第１項各号のいずれかに該当するとき、市がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の１０分の２に相当する額を違約金として市が指定する期間内に支払います。契約の履行後も同様とします。

第９条　第５条、第７条及び第８条に定めるもののほか、市の買入れ目的を阻害し市に損害を与えたときは、市が定める損害賠償額を市に支払います。

第10条　市の承認を得ずにこの契約に関する権利義務を他に譲渡し、又は担保に供しません。

第11条　前各条に定めるもののほか、契約の履行について必要な事項は、佐賀市財務規則の定めるところに従います。